

平成27年3月期に係る消費税等の課税の経緯

(別表1-1)

(単位：円)

区分	年月日	課税標準額	控除対象仕入税額	納付すべき消費税額	納付すべき譲渡割額	過少申告加算税の額
確定申告	27・5・29	3,548,684,000	234,188,540	△ 14,650,657	△ 4,072,865	—
更正処分	30・7・30	3,548,684,000	159,924,388	59,613,400	15,966,600	14,120,000
審査請求	30・9・13	3,548,684,000	234,188,540	△ 14,650,657	△ 4,072,865	—

(注) 「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

平成28年3月期に係る消費税等の課税の経緯

(別表1-2)

(単位：円)

区分	年月日	課税標準額	控除対象仕入税額	納付すべき消費税額	納付すべき譲渡割額	過少申告加算税の額
確定申告	28・5・31	4,724,402,000	304,532,730	△ 6,895,404	△ 1,860,549	—
更正処分	30・7・30	4,724,402,000	182,555,815	115,081,500	31,053,800	23,208,500
審査請求	30・9・13	4,724,402,000	304,532,730	△ 6,895,404	△ 1,860,549	—

(注) 「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

平成29年3月期に係る消費税等の課税の経緯

(別表1-3)

(単位：円)

区分	年月日	課税標準額	控除対象仕入税額	納付すべき消費税額	納付すべき譲渡割額	過少申告加算税の額
確定申告	29・5・26	5,594,374,000	480,360,040	△ 127,914,478	△ 34,516,505	—
更正処分	30・7・30	5,594,374,000	308,660,489	43,785,000	11,815,100	32,679,500
審査請求	30・9・13	5,594,374,000	480,360,040	△ 127,914,478	△ 34,516,505	—

(注) 「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

**平成27年3月課税期間に係る
消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額
(被告の主張)**

(別表2-1)

(単位：円)

区 分		順号	税率4%適用分 A	税率6.3%適用分 B	合 計 C (A+B)	
消 費 税	課税標準額	①	175,183,000	3,373,501,000	3,548,684,000	
	課税標準額に対する消費税額	②	7,007,320	212,530,563	219,537,883	
	控除過大調整税額	③	0	0	0	
	控 除 税 額	控除対象仕入税額 (別表3-1⑮欄の金額)	④	983,827	158,940,561	159,924,388
		返還等対価に係る税額	⑤	0	0	0
		貸倒れに係る税額	⑥	0	0	0
		控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	983,827	158,940,561	159,924,388
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	0	0	0	
	差引税額 (②+③-⑦)	⑨	6,023,493	53,590,002	59,613,495	
	合計差引税額 (⑨C欄-⑧C欄, 100円未満の端数切捨て)	⑩			59,613,400	
既に納付の確定した本税額	⑪	6,023,493	△ 20,674,150	△ 14,650,657		
差引納付すべき消費税額 (⑩C欄-⑪C欄, 100円未満の端数切捨て)	⑫			74,264,000		
地 方 消 費 税	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	控除不足 還付税額(⑧)	⑬	0	0	0
		差引税額(⑨)	⑭	6,023,493	53,590,002	59,613,495
	合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑭C欄-⑬C欄, 100円未満の端数切捨て)		⑮			59,613,400
	譲 渡 割 額	還付額 (⑬A欄×25/100, ⑬B欄×17/63)	⑯	0	0	0
		納付額 (⑭A欄×25/100, ⑭B欄×17/63)	⑰	1,505,873	14,460,794	15,966,667
	合計差引譲渡割額 (⑰C欄-⑯C欄, 100円未満の端数切捨て)		⑱			15,966,600
	既に納付の確定した譲渡割額		⑲	1,505,873	△ 5,578,738	△ 4,072,865
	差引納付すべき譲渡割額 (⑱C欄-⑲C欄, 100円未満の端数切捨て)		⑳			20,039,400
納付すべき消費税等の合計額 (⑫+⑳)		㉑			94,303,400	

(注) 「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

平成28年3月課税期間に係る
消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額
(被告の主張)

(別表2-2)

(単位：円)

区 分		順号	税率4%適用分 A	税率6.3%適用分 B	合 計 C (A+B)	
消 費 税	課税標準額	①	0	4,724,402,000	4,724,402,000	
	課税標準額に対する消費税額	②	0	297,637,326	297,637,326	
	控除過大調整税額	③	0	0	0	
	控 除 税 額	控除対象仕入税額 (別表3-2⑱欄の金額)	④	5,783	182,550,032	182,555,815
		返還等対価に係る税額	⑤	0	0	0
		貸倒れに係る税額	⑥	0	0	0
		控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	5,783	182,550,032	182,555,815
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	5,783	0	5,783	
	差引税額 (②+③-⑦)	⑨	0	115,087,294	115,087,294	
	合計差引税額 (⑨C欄-⑧C欄, 100円未満の端数切捨て)	⑩			115,081,500	
	既に納付の確定した本税額	⑪	△ 5,783	△ 6,889,621	△ 6,895,404	
	差引納付すべき消費税額 (⑩C欄-⑪C欄, 100円未満の端数切捨て)	⑫			121,976,900	
地 方 消 費 税	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	控除不足 還付税額(⑧)	⑬	5,783	0	5,783
		差引税額(⑨)	⑭	0	115,087,294	115,087,294
	合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑭C欄-⑬C欄, 100円未満の端数切捨て)	⑮			115,081,500	
	譲 渡 割 額	還付額 (⑬A欄×25/100, ⑬B欄×17/63)	⑯	1,445	0	1,445
		納付額 (⑭A欄×25/100, ⑭B欄×17/63)	⑰	0	31,055,301	31,055,301
	合計差引譲渡割額 (⑰C欄-⑯C欄, 100円未満の端数切捨て)	⑱			31,053,800	
	既に納付の確定した譲渡割額	⑲	△ 1,445	△ 1,859,104	△ 1,860,549	
	差引納付すべき譲渡割額 (⑱C欄-⑲C欄, 100円未満の端数切捨て)	⑳			32,914,300	
納付すべき消費税等の合計額 (⑫+⑳)	㉑			154,891,200		

(注) 「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

平成29年3月課税期間に係る
消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額
(被告の主張)

(別表2-3)

(単位：円)

区 分		順号	税率4%適用分 A	税率6.3%適用分 B	合 計 C (A+B)	
消 費 税	課税標準額	①	0	5,594,374,000	5,594,374,000	
	課税標準額に対する消費税額	②	0	352,445,562	352,445,562	
	控除過大調整税額	③	0	0	0	
	控 除 税 額	控除対象仕入税額 (別表3-3⑱欄の金額)	④	4,987	308,655,500	308,660,487
		返還等対価に係る税額	⑤	0	0	0
		貸倒れに係る税額	⑥	0	0	0
		控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	4,987	308,655,500	308,660,487
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	4,987	0	4,987	
	差引税額 (②+③-⑦)	⑨	0	43,790,062	43,790,062	
	合計差引税額 (⑨C欄-⑧C欄, 100円未満の端数切捨て)	⑩			43,785,000	
	既に納付の確定した本税額	⑪	△ 4,987	△ 127,909,491	△ 127,914,478	
	差引納付すべき消費税額 (⑩C欄-⑪C欄, 100円未満の端数切捨て)	⑫			171,699,400	
地 方 消 費 税	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	控除不足 還付税額(⑧)	⑬	4,987	0	4,987
		差引税額(⑨)	⑭	0	43,790,062	43,790,062
	合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑭C欄-⑬C欄, 100円未満の端数切捨て)	⑮			43,785,000	
	譲 渡 割 額	還付額 (⑬A欄×25/100, ⑬B欄×17/63)	⑯	1,246	0	1,246
		納付額 (⑭A欄×25/100, ⑭B欄×17/63)	⑰	0	11,816,365	11,816,365
	合計差引譲渡割額 (⑰C欄-⑯C欄, 100円未満の端数切捨て)	⑱			11,815,100	
	既に納付の確定した譲渡割額	⑲	△ 1,246	△ 34,515,259	△ 34,516,505	
	差引納付すべき譲渡割額 (⑱C欄-⑲C欄, 100円未満の端数切捨て)	⑳			46,331,600	
納付すべき消費税等の合計額 (⑫+⑳)	㉑			218,031,000		

(注) 「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

平成27年3月課税期間に係る
消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額
(裁判所の認定)

(別表2-4)

(単位：円)

区 分		順号	税率4%適用分 A	税率6.3%適用分 B	合 計 C (A+B)	
消 費 税	課税標準額	①	175,183,000	3,373,501,000	3,548,684,000	
	課税標準額に対する消費税額	②	7,007,320	212,530,563	219,537,883	
	控除過大調整税額	③	0	0	0	
	控 除 税 額	控除対象仕入税額 (別表3-4⑩欄の金額)	④	983,827	242,999,906	243,983,733
		返還等対価に係る税額	⑤	0	0	0
		貸倒れに係る税額	⑥	0	0	0
		控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	983,827	242,999,906	243,983,733
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	0	30,469,343	30,469,343	
	差引税額 (②+③-⑦)	⑨	6,023,493	0	6,023,493	
	還付すべき税額 (⑧C欄-⑨C欄)	⑩			24,445,850	
既に納付の確定した本税額	⑪					
差引納付すべき消費税額 (⑩C欄-⑪C欄, 100円未満の端数切捨て)	⑫					
地 方 消 費 税	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	控除不足 還付税額(⑧)	⑬	0	30,469,343	30,469,343
		差引税額(⑨)	⑭	6,023,493	0	6,023,493
	合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑭C欄-⑬C欄)		⑮			△ 24,445,850
	譲 渡 割 額	還付額 (⑬A欄×25/100, ⑬B欄×17/63)	⑯	0	8,221,886	8,221,886
		納付額 (⑭A欄×25/100, ⑭B欄×17/63)	⑰	1,505,873	0	1,505,873
	還付すべき譲渡割額 (⑯C欄-⑰C欄)		⑱			6,716,013
既に納付の確定した譲渡割額		⑲				
差引納付すべき譲渡割額 (⑱C欄-⑲C欄, 100円未満の端数切捨て)		⑳				

平成28年3月課税期間に係る
消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額
(裁判所の認定)

(別表2-5)

(単位：円)

区 分		順号	税率4%適用分 A	税率6.3%適用分 B	合 計 C (A+B)	
消 費 税	課税標準額	①	0	4,724,402,000	4,724,402,000	
	課税標準額に対する消費税額	②	0	297,637,326	297,637,326	
	控除過大調整税額	③	0	0	0	
	控 除 税 額	控除対象仕入税額 (別表3-2⑱欄の金額)	④	5,783	304,526,947	304,532,730
		返還等対価に係る税額	⑤	0	0	0
		貸倒れに係る税額	⑥	0	0	0
		控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	5,783	304,526,947	304,532,730
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	5,783	6,889,621	6,895,404	
	差引税額 (②+③-⑦)	⑨	0	0	0	
	還付すべき税額 (⑧C欄-⑨C欄)	⑩			6,895,404	
	既に納付の確定した本税額	⑪				
	差引納付すべき消費税額 (⑩C欄-⑪C欄, 100円未満の端数切捨て)	⑫				
地 方 消 費 税	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	控除不足 還付税額(⑧)	⑬	5,783	6,889,621	6,895,404
		差引税額(⑨)	⑭	0	0	0
	合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑭C欄-⑬C欄)		⑮			△ 6,895,404
	譲 渡 割 額	還付額 (⑬A欄×25/100, ⑬B欄×17/63)	⑯	1,445	1,859,104	1,860,549
		納付額 (⑭A欄×25/100, ⑭B欄×17/63)	⑰	0	0	0
	還付すべき譲渡割額 (⑯C欄-⑰C欄)		⑱			1,860,549
	既に納付の確定した譲渡割額		⑲			
	差引納付すべき譲渡割額 (⑱C欄-⑲C欄, 100円未満の端数切捨て)		⑳			

平成29年3月課税期間に係る
消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額
(裁判所の認定)

(別表2-6)

(単位：円)

区 分		順号	税率4%適用分 A	税率6.3%適用分 B	合 計 C (A+B)	
消 費 税	課税標準額	①	0	5,594,374,000	5,594,374,000	
	課税標準額に対する消費税額	②	0	352,445,562	352,445,562	
	控除過大調整税額	③	0	0	0	
	控 除 税 額	控除対象仕入税額 (別表3-3⑱欄の金額)	④	4,987	480,355,053	480,360,040
		返還等対価に係る税額	⑤	0	0	0
		貸倒れに係る税額	⑥	0	0	0
		控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	4,987	480,355,053	480,360,040
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	4,987	127,909,491	127,914,478	
	差引税額 (②+③-⑦)	⑨	0	0	0	
	還付すべき税額 (⑧C欄-⑨C欄)	⑩			127,914,478	
	既に納付の確定した本税額	⑪				
	差引納付すべき消費税額 (⑩C欄-⑪C欄, 100円未満の端数切捨て)	⑫				
地 方 消 費 税	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	控除不足 還付税額(⑧)	⑬	4,987	127,909,491	127,914,478
		差引税額(⑨)	⑭	0	0	0
	合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑭C欄-⑬C欄)		⑮			△ 127,914,478
	譲 渡 割 額	還付額 (⑬A欄×25/100, ⑬B欄×17/63)	⑯	1,246	34,515,259	34,516,505
		納付額 (⑭A欄×25/100, ⑭B欄×17/63)	⑰	0	0	0
	還付すべき譲渡割額 (⑯C欄-⑰C欄)		⑱			34,516,505
	既に納付の確定した譲渡割額		⑲			
	差引納付すべき譲渡割額 (⑱C欄-⑲C欄, 100円未満の端数切捨て)		⑳			

**平成27年3月課税期間に係る
課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
(被告の主張)**

(別表3-1)

(単位：円)

項 目	順号	税率4%適用分 A	税率6.3%適用分 B	合 計 C (A+B)
課税資産の譲渡等の対価の額	①	/	/	3,591,888,715
課税資産の譲渡等の対価の額 (①の金額)	②	/	/	3,591,888,715
非課税売上額	③	/	/	6,305,644,375
資産の譲渡等の対価の額 (②+③)	④	/	/	9,897,533,090
課 税 売 上 割 合 (① / ④)	⑤	/	/	36.290747222…%
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された 課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑥	74,713,792	5,274,406,145	5,349,119,937
課税仕入れに係る消費税額 (⑥A欄×4/105, ⑥B欄×6.3/108)	⑦	2,846,239	307,673,691	310,519,930
⑦のうち、課税売上げにのみ要するもの (⑨-⑩)	⑧	△ 56,539	78,011,697	77,955,158
確定申告書添付の付表2-(2)に記載 された課税売上げにのみ要するもの の金額	⑨	△ 56,539	209,953,827	209,897,288
⑨のうち、本件各課税仕入れに係るも の金額	⑩	0	131,942,130	131,942,130
⑦のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの (⑫+⑬)	⑪	2,866,755	223,001,373	225,868,128
確定申告書添付の付表2-(2)に記載 された課税売上げと非課税売上げに共 通して要するものの金額	⑫	2,866,755	64,068,360	66,935,115
⑩(本件各課税仕入れ及びユーコートBの課税仕 入れに係る支払対価の額を共通課税仕入れに含 めて算出した金額)から⑩を控除した金額	⑬	0	158,933,013	158,933,013
個別対応方式により控除する課税仕入れ等 の税額 (⑧+(⑩×①/④))	⑭	983,827	158,940,561	159,924,388
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された個 別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額	⑮	983,827	233,204,713	234,188,540
控除対象仕入税額 (⑭の金額)	⑯	983,827	158,940,561	159,924,388

(注) 「△」は対価の返還等を受けた課税対応課税仕入れの金額に係る消費税額のうち、
課税対応課税仕入れ等の税額から控除しきれない金額を表す。

**平成28年3月課税期間に係る
課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
(被告の主張)**

(別表3-2)

(単位：円)

項 目	順号	税率4%適用分 A	税率6.3%適用分 B	合 計 C (A + B)
課税資産の譲渡等の対価の額	①	/	/	4,803,542,569
課税資産の譲渡等の対価の額 (①の金額)	②	/	/	4,803,542,569
非課税売上額	③	/	/	9,402,562,466
資産の譲渡等の対価の額 (②+③)	④	/	/	14,206,105,035
課 税 売 上 割 合 (① / ④)	⑤	/	/	33.813227180…%
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑥	372,302	6,136,476,162	6,136,848,464
課税仕入れに係る消費税額 (⑥A欄×4/105, ⑥B欄×6.3/108)	⑦	14,182	357,961,109	357,975,291
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑧	/	971,432	971,432
特定課税仕入れに係る消費税額 (⑧B欄×6.3/100)	⑨	/	61,200	61,200
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑦+⑨)	⑩	14,182	358,022,309	358,036,491
⑩のうち、課税売上げにのみ要するもの (⑫-⑬)	⑪	1,440	96,399,639	96,401,079
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された課税売上げにのみ要するものの金額	⑫	1,440	280,691,621	280,693,061
⑫のうち、本件各課税仕入れに係るものの金額	⑬	0	184,291,982	184,291,982
⑩のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの (⑮+⑯)	⑭	12,847	254,783,115	254,795,962
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された課税売上げと非課税売上げに共通して要するものの金額	⑮	12,847	70,491,133	70,503,980
⑯のうち、本件各課税仕入れに係るものの金額	⑯	0	184,291,982	184,291,982
個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑪+⑭×①/④)	⑰	5,783	182,550,032	182,555,815
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額	⑱	5,783	304,526,947	304,532,730
控除対象仕入税額 (⑰の金額)	⑲	5,783	182,550,032	182,555,815

**平成29年3月課税期間に係る
課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
(被告の主張)**

(別表3-3)

(単位：円)

項 目	順号	税率4%適用分 A	税率6.3%適用分 B	合 計 C (A+B)
課税資産の譲渡等の対価の額	①	/	/	5,685,831,479
課税資産の譲渡等の対価の額 (①の金額)	②	/	/	5,685,831,479
非課税売上額	③	/	/	10,985,093,551
資産の譲渡等の対価の額 (②+③)	④	/	/	16,670,925,030
課 税 売 上 割 合 (① / ④)	⑤	/	/	34.106274659…%
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑥	408,622	9,373,973,078	9,374,381,700
課税仕入れに係る消費税額 (⑥A欄×4/105, ⑥B欄×6.3/108)	⑦	15,566	546,815,096	546,830,662
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑧	/	1,027,638	1,027,638
特定課税仕入れに係る消費税額 (⑧B欄×6.3/100)	⑨	/	64,741	64,741
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑦+⑨)	⑩	15,566	546,879,837	546,895,403
⑩のうち、課税売上げにのみ要するもの (⑫-⑬)	⑪	180	189,781,892	189,782,072
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された課税売上げにのみ要するものの金額	⑫	180	450,352,306	450,352,486
⑫のうち、本件各課税仕入れに係るものの金額	⑬	0	260,570,414	260,570,414
⑩のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの (⑮+⑯)	⑭	14,097	348,538,825	348,552,922
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された課税売上げと非課税売上げに共通して要するものの金額	⑮	14,097	87,968,411	87,982,508
⑯のうち、本件各課税仕入れに係るものの金額	⑯	0	260,570,414	260,570,414
個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑪+⑭×①/④)	⑰	4,987	308,655,500	308,660,487
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額	⑱	4,987	480,355,053	480,360,040
控除対象仕入税額 (⑰の金額)	⑲	4,987	308,655,500	308,660,487

**平成27年3月課税期間に係る
課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
(裁判所の認定)**

(別表3-4)

(単位：円)

項 目	順号	税率4%適用分 A	税率6.3%適用分 B	合 計 C (A+B)
課税資産の譲渡等の対価の額	①	/	/	3,591,888,715
課税資産の譲渡等の対価の額 (①の金額)	②	/	/	3,591,888,715
非課税売上額	③	/	/	6,305,644,375
資産の譲渡等の対価の額 (②+③)	④	/	/	9,897,533,090
課 税 売 上 割 合 (① / ④)	⑤	/	/	36.290747222…%
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された 課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑥	74,713,792	5,274,406,145	5,349,119,937
課税仕入れに係る消費税額 (⑥A欄×4/105, ⑥B欄×6.3/108)	⑦	2,846,239	307,673,691	310,519,930
⑦のうち、課税売上げにのみ要するもの (⑨-⑩)	⑧	△ 56,539	209,953,827	209,897,288
確定申告書添付の付表2-(2)に記載 された課税売上げにのみ要するもの の金額	⑨	△ 56,539	209,953,827	209,897,288
⑨のうち、本件各課税仕入れに係るも の金額	⑩	0	131,942,130	131,942,130
⑦のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの (⑫+⑬)	⑪	2,866,755	91,059,242	93,925,997
確定申告書添付の付表2-(2)に記載 された課税売上げと非課税売上げに共 通して要するものの金額	⑫	2,866,755	64,068,360	66,935,115
ユーコートBの課税仕入れに係る支払対価の額 を共通課税仕入れに含めて算出した金額	⑬	0	26,990,882	26,990,882
個別対応方式により控除する課税仕入れ等 の税額 (⑧+(⑩×①/④))	⑭	983,827	242,999,906	243,983,733
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された個 別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額	⑮	983,827	233,204,713	234,188,540
控除対象仕入税額 (⑭の金額)	⑯	983,827	242,999,906	243,983,733

(注) 「△」は対価の返還等を受けた課税対応課税仕入れの金額に係る消費税額のうち、
課税対応課税仕入れ等の税額から控除しきれない金額を表す。